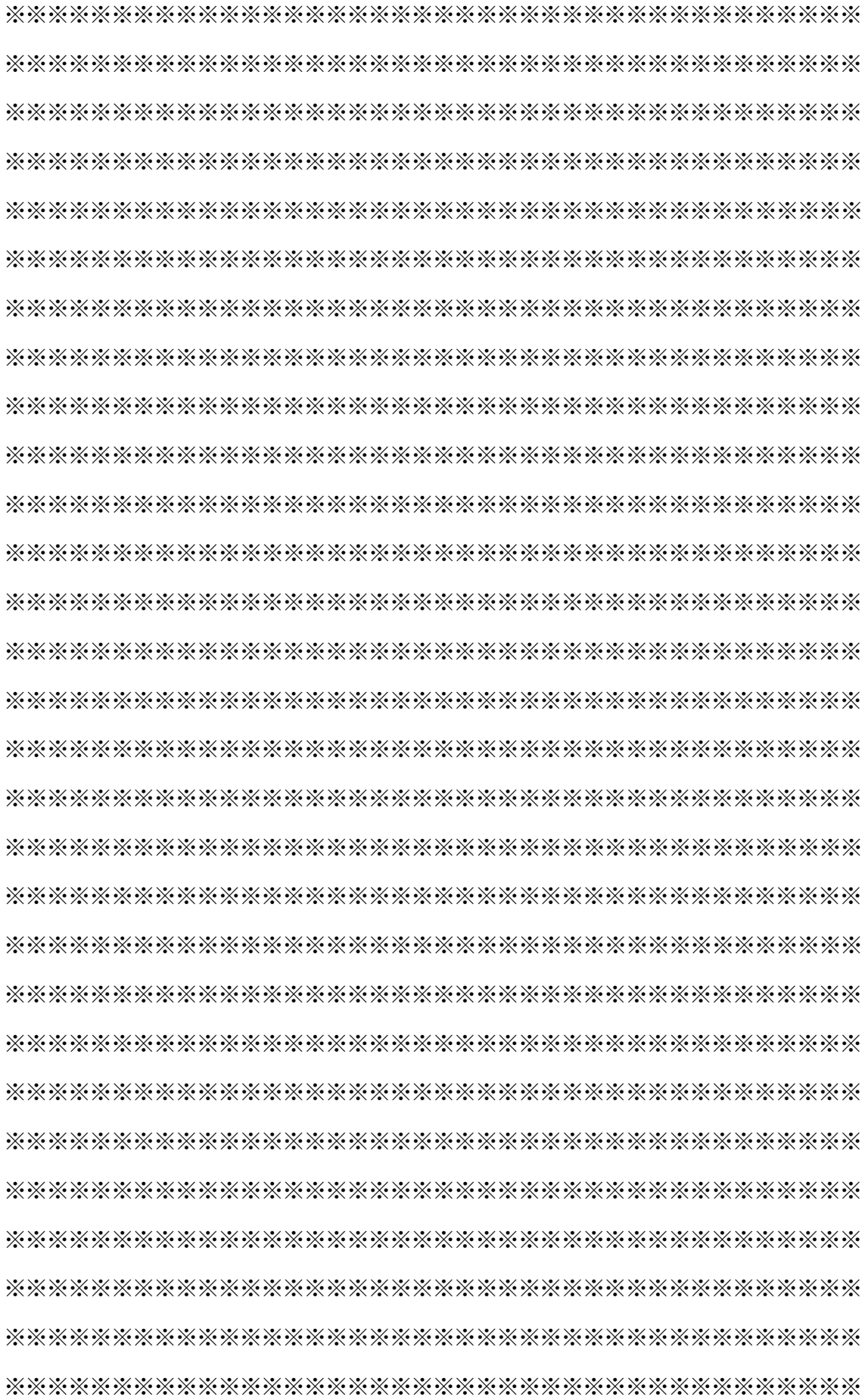


令和4年度  
ふぐ処理者試験  
(第1回)

【注意事項】

- 1 試験時間は45分です。
- 2 開始の合図があるまで、この問題は開かないでください。
- 3 解答用紙の所定の欄に、受験番号と氏名を正しく記入してください。
- 4 解答は必ず解答用紙に記入してください。
- 5 原則、途中退室は認めません。
- 6 携帯電話、スマートフォン、PHS等の電源は切ってください。
- 7 通信機能のある腕時計の持ち込みは認めません。
- 8 質問がある時は、その場で手をあげてください。  
(問題の内容に関する質問にはお答えできません。)
- 9 試験終了後、解答用紙を机上に伏せてください。
- 10 試験終了後、試験問題は持ち帰っていただいて結構です。



**A 三肢択一方式の問題です。該当するものを一つ選び、その番号を解答用紙に記入してください。(各3点)**

1 次の一般的な衛生管理に関する記述のうち、適切ではないものを1つ選びなさい。

- (1) 原材料の受入時には、腐敗しているものや包装が破れているものがないかを確認する。
- (2) 交差汚染や二次汚染を防止するため、生肉や生魚介類などの食材は、ふた付きの容器などに入れて保管する。
- (3) 手指に傷があった場合、調理前に手洗いをすれば手袋等は着用しなくてもよい。

2 次のふぐ毒（テトロドトキシン）に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 食物連鎖によって、ふぐが毒化することが明らかとなっている。
- (2) 純粋なふぐ毒は、粘度のある液体で微かに甘みがある。
- (3) 紫外線で容易に分解される。

3 次のふぐに関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 未処理のふぐであっても、その旨を明記すれば一般消費者に対して販売することができる。
- (2) 養殖されたトラフグの肝臓は、無毒と認められているため、食用にすることができる。
- (3) 食用にすることができるナシフグは、漁獲海域が限定されており、伊勢湾で漁獲されたものは食用にすることができない。

4 次のふぐによる食中毒に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 中毒症状は臨床的に4段階に分けられ、第1段階では口唇、舌、指先などのしびれが現れる。
- (2) 喫食後24～48時間程度で症状が発現することが多い。
- (3) 日本国内における令和3年の死者数は、10名を超えている。

5 次のふぐの内臓に関する記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 肝臓は、産卵期の精巣や卵巣を除くと、最も大きな臓器である。
- (2) 成熟した卵巣の断面は、絹ごし豆腐のようで光沢がある。
- (3) 腎臓は、脊椎の腹側面の左右についており、他の内臓に比べて摘出が難しい。

6 次のふぐの生殖器に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 卵巣は、メスの生殖器で白子（しらこ）と呼ばれる。
- (2) 精巣と卵巣はよく成熟すると見分けが付きやすいが、未発達の段階では見分けが困難である。
- (3) 精巣と卵巣の両方を持つふぐ（両性ふぐ）は、精巣のみ食用が認められている。

7 次のふぐ類の鑑別に関する記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) クサフグは、体表に小棘（しょうきょく）がない。
- (2) ヒガンフグは、皮膚に小さいイボ状の突起が密に分布する。
- (3) マフグは、一般的に成魚と幼魚で体表面の模様が異なる。

8 次のドクサバフグに関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 尾ヒレの中央が突出している。
- (2) 背面にある小棘（トゲ）は、頭部付近に限局して分布し、背ヒレには達しない。
- (3) 腹面には、小棘（トゲ）がある。

9 次の記述のうち、食品衛生法に規定される講ずべき公衆衛生上必要な措置として誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 食品または添加物を製造し、加工し、調理し、貯蔵し、または販売する場所に不必要な物品等を置いてはならない。
- (2) 食品または添加物を取り扱い、または保存する区域において動物を飼育してはならない。
- (3) 窓及び出入口は、原則として開放したままにしなければならない。

10 次のノロウイルスに関する記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 食中毒の発生は、春から夏にかけてピークとなる傾向がある。
- (2) 有効なワクチンがなく、治療は輸液などの対症療法に限られる。
- (3) ウイルスに感染した患者の吐物やふん便が床等に飛び散った場合、使い捨てのマスクや手袋等を着用し、汚物中のウイルスが拡散しないように処理しなければならない。

**B 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入してください。(各2点)**

- 1 食品衛生法において、小規模な営業者等は、取り扱う食品の特性に応じて弾力的なHACCPの取組を行うことが認められている。
- 2 凍結したふぐを食用に供する目的で解凍する際は、冷蔵庫内で時間をかけて行う必要がある。
- 3 除去した有毒部位は、施錠できる容器に保管し、焼却等により確実に処分しなければならない。
- 4 ふぐ刺し等の生食用のふぐ加工品を販売する場合、生食用である旨を表示する必要はない。
- 5 フグ科魚類には、内臓を守るための肋骨ろっこつがない。
- 6 国の通知により、処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐは、漁獲海域が限定されているナシフグも含め22種である。
- 7 交雑ふぐは、その両親種の片方が判別できるのであれば食用としてもよい。

- 8 ふぐの処理は、有毒部位の確実な除去等ができる都道府県知事等が認める者及び施設に限って行うことができる。
- 9 日本への輸入が認められているふぐは、種類及び漁獲海域が限定されている。
- 10 ふぐは、標準和名のほか地域的に用いられている地方名が多いことから、販売時には標準和名か地方名のいずれかを表示すればよい。
- 11 フグ目のほとんどの種類は、世界の冷帯から寒帯の冷たい海に広く分布している。
- 12 同じ海域で漁獲された同一種のふぐであれば、毒力に差はない。
- 13 魚介類に寄生する寄生虫を死滅させる方法として、加熱処理は効果があるが、冷凍処理は効果がない。
- 14 ふぐの卵巣及び皮を塩蔵処理する場合、製品については、出荷後にロットごとの毒性検査を行わなければならない。

- 15 知事は、麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤<sup>せい</sup>の中毒者に対しては、三重県食品衛生法施行条例に基づき、ふぐ処理者免許を与えないことができる。
- 16 カラス(フグ科)の臀ヒレ<sup>しり</sup>は白く、全長80cmに達する大型種である。
- 17 ショウサイフグの体表には小棘(トゲ)がなく、臀ヒレは白い。
- 18 ヨリトフグの体表には小棘(トゲ)がなく、体一面に極めて細かい線が密に走る。
- 19 カナフグは、背ヒレのつけ根まで小棘(トゲ)があるが、クロサバフグは、背面に小棘(トゲ)がない。
- 20 コモンフグの体表には小棘(トゲ)があり、目の下には白～淡色の斑紋が散在する。



C 次の表に示す種類(種名)のふぐの部位について、可食部位には○を、不可食部位には×を解答用紙に記入してください。(各完答3点)

| 種 類<br>(種 名) |         | 部 位 |   |     |
|--------------|---------|-----|---|-----|
|              |         | 筋 肉 | 皮 | 精 巢 |
| (例)          | ハコフグ    | ○   | × | ○   |
| 1            | ショウサイフグ |     |   |     |
| 2            | ヒガンフグ   |     |   |     |
| 3            | アカメフグ   |     |   |     |
| 4            | カナフグ    |     |   |     |
| 5            | シロサバフグ  |     |   |     |
| 6            | シマフグ    |     |   |     |
| 7            | マフグ     |     |   |     |
| 8            | クサフグ    |     |   |     |
| 9            | ヨリトフグ   |     |   |     |
| 10           | メフグ     |     |   |     |

\* この表に示す種類(種名)は、厚生省通知(昭和58年12月2日環乳第59号「フグの衛生確保について」)に基づき、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐとする。なお、岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されるコモンフグ及びヒガンフグは除く。

令和4年度ふぐ処理者試験（第1回）

解答用紙

|      |     |
|------|-----|
| 受験番号 | 氏 名 |
|      |     |

A.

|    |  |
|----|--|
| 1  |  |
| 2  |  |
| 3  |  |
| 4  |  |
| 5  |  |
| 6  |  |
| 7  |  |
| 8  |  |
| 9  |  |
| 10 |  |

(各3点)

B.

|    |  |    |  |
|----|--|----|--|
| 1  |  | 11 |  |
| 2  |  | 12 |  |
| 3  |  | 13 |  |
| 4  |  | 14 |  |
| 5  |  | 15 |  |
| 6  |  | 16 |  |
| 7  |  | 17 |  |
| 8  |  | 18 |  |
| 9  |  | 19 |  |
| 10 |  | 20 |  |

(各2点)

C.

|    | 種類（種名）  | 筋肉 | 皮 | 精巢 |
|----|---------|----|---|----|
| 1  | ショウサイフグ |    |   |    |
| 2  | ヒガンフグ   |    |   |    |
| 3  | アカメフグ   |    |   |    |
| 4  | カナフグ    |    |   |    |
| 5  | シロサバフグ  |    |   |    |
| 6  | シマフグ    |    |   |    |
| 7  | マフグ     |    |   |    |
| 8  | クサフグ    |    |   |    |
| 9  | ヨリトフグ   |    |   |    |
| 10 | メフグ     |    |   |    |

(各完答3点)

令和4年度ふぐ処理者試験（第1回）

解答用紙

|      |     |
|------|-----|
| 受験番号 | 氏 名 |
|      |     |

A.

|    |   |
|----|---|
| 1  | 3 |
| 2  | 1 |
| 3  | 3 |
| 4  | 1 |
| 5  | 2 |
| 6  | 2 |
| 7  | 1 |
| 8  | 3 |
| 9  | 3 |
| 10 | 1 |

(各3点)

B.

|    |   |    |   |
|----|---|----|---|
| 1  | ○ | 11 | × |
| 2  | × | 12 | × |
| 3  | ○ | 13 | × |
| 4  | × | 14 | × |
| 5  | ○ | 15 | ○ |
| 6  | ○ | 16 | × |
| 7  | × | 17 | ○ |
| 8  | ○ | 18 | ○ |
| 9  | ○ | 19 | × |
| 10 | × | 20 | ○ |

(各2点)

C.

|    | 種類（種名）  | 筋肉 | 皮 | 精巢 |
|----|---------|----|---|----|
| 1  | ショウサイフグ | ○  | × | ○  |
| 2  | ヒガンフグ   | ○  | × | ×  |
| 3  | アカメフグ   | ○  | × | ○  |
| 4  | カナフグ    | ○  | ○ | ○  |
| 5  | シロサバフグ  | ○  | ○ | ○  |
| 6  | シマフグ    | ○  | ○ | ○  |
| 7  | マフグ     | ○  | × | ○  |
| 8  | クサフグ    | ○  | × | ×  |
| 9  | ヨリトフグ   | ○  | ○ | ○  |
| 10 | メフグ     | ○  | × | ○  |

(各完答3点)